



## 滋賀県立虎姫高等学校 部活動に係る活動方針

### 部活動の目的

本校の掲げる文武両道の校風のもと、生徒の自主的、主体的な参加により行い、スポーツや文化および科学等に親しみ、活動を通じて人間関係の構築や、学習意欲の向上、自己肯定感・責任感・連帯感の涵養などを図る。

### 部活動の基本方針

- ・学習と部活動の両立を支援し、安全面・健康面に十分配慮した無理のない活動に努める。
- ・顧問は、生徒の自己管理能力の育成を図るとともに、担任や学年と連携を密にし、生徒指導、学習指導にも積極的に協力する。
- ・各部とも複数顧問による指導体制を整え、過度の負担がかからないようにする。

### 部活動における留意事項

#### 1. 適切な休養日等の設定

活動時間については、成長期にある生徒が、学業、運動、食事、休養および睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

- ・平日は概ね3時間以内、週休日および学校の休業日は概ね4時間以内とする。
- ・週1日以上、それに加え、週休日については4週当たり2日以上を休養日とする。なお、大会等の日程の関係で、予定していた週休日等の休養日に活動をする場合は、その前後2週間のうちに休養日を設定する。
- ・朝練習は原則行わない。

※なお、競技・種目の特性や、一時的な事情により上記基準の適用が難しい場合は、校長の許可を得て活動することができる。

#### 2. 完全下校時間について

18時30分とする。ただし、夏季（1学期中間考査終了後から8月31日まで）については、届け出により19時まで延長することができる。

#### 3. 練習試合等について

大会参加や練習試合等は、目的を明確にして決定するなどその精選に努める。

#### 4. 熱中症の予防について

顧問は養護教諭と協力して、生徒の健康管理と安全管理に努める。特に高温となる時期には、頻繁に休憩時間を設け水分補給させるなど、人命を最優先に熱中症防止に努める。

#### 5. 部費等の管理について

活動に要する費用を徴収する場合は、保護者の理解を得るとともに、会計報告を必ず行うなど適正に処理する。

#### 6. 体罰の防止について

生徒との信頼関係のもと、互いを尊重しあいながら活動する。体罰はもちろん、行き過ぎた指導により人権を侵害することが絶対にあってはならない。